

1. 基本方針の見直し方針（第15回個人情報保護委員会資料）

- ① 施策の内容及び趣旨を踏まえて、明確かつ簡潔な記述に努める。
- ② 両改正法の施行に伴い見直す事項のほか、個人情報、情報セキュリティをめぐる状況の変化及び国際的な政策の方向性等を踏まえ、記述を更新する。
- ③ 個人情報保護法に基づく監督権限の一元化及び個人情報保護委員会の独立性に鑑み、基本方針の中で示すべき内容を整理する。
- ④ 歴史的な経緯に関する記述については、基本方針の中で示すべき内容を整理する。
なお、別途、歴史的な経緯に関する資料を作成し、公表する。

【参考】基本方針（閣議決定）を変更する意義について

	従前	改正法全面施行後
1	国民に対して、法の理念と制度に関する基本的な考え方を示す。	左記同様。
2	主体によって適用される法律・条例が異なる中、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図る必要がある。	左記同様。
3	関係機関（消費者庁、主務大臣、地方公共団体、国民生活センター等）の任務を明確化する。	個人情報保護委員会の独立性を踏まえた上で、関係機関の連携・協力を明確化する。
4	各主務大臣の監督のバラつきを防ぐため、一定の基軸を示す。	権限一元化に伴い、不要。

個人情報保護に関する基本方針の一部変更案について【概要】

2. 一部変更案の内容

○「基本方針の見直し方針」を踏まえ、個人情報保護に関する基本方針の一部変更案において、記述を変更している内容は、主に次のA～Eである。

A（黄色） : 法改正の内容を反映。

B（水色） : 個人情報をめぐる状況の変化を踏まえ、記述を見直し。
(歴史的な経緯に関する記述を整理。)

C（ピンク） : 情報セキュリティ対策の重要性を追加。

D（緑色） : 国際的な政策の方向性を記述。

E（灰色） : 個人情報保護法に基づく監督権限の一元化及び個人情報保護委員会の独立性に鑑み、個人情報保護委員会の活動に関する記述を整理。

※ 資料2-3「個人情報保護に関する基本方針の一部変更案（新旧対照表）」において、A～Eに対応して具体的に記述を変更している箇所を、上記色分けのとおり網掛けで表示。